

文化庁

都倉俊一文化庁長官様

酷暑厳しい折、いかがお過ごしでしょうか。

2021年に文化庁映画賞をいただいた映画「夜明け前のうた～消された沖縄の障害者」を監督した原義和です。

ご承知の通り、映画に登場する私宅監置被害者のひとり、金太郎さんのご家族から苦情が申し立てられ、贈賞に伴う記念上映が延期されています。

あらためて上映を実施していただきたく、要請致します。

その後、当該家族からは民事訴訟が提起されました。映画が「名誉を毀損している」との訴えでした。私としては到底認められないため争うことにしましたが、裁判所からは、審理になじまないとして和解を強く勧められる運びとなりました。

原告である当該家族が裁判所の和解案を受け入れたことを受け、私としても当該家族と対立関係を続けるのを良いこととは考えておらず、和解することとし、今年6月、和解が成立しました。

和解の条件として、原告と被告が互いに確認した事実関係について、映画の公式ホームページに掲載することとなりました。既にアップ済みで、トップページ左側の「和解のご報告」のバナーから確認できます。ご一読いただければ幸いです。

さて、延期になっている記念上映の実施を再度お願いする理由をお伝えします。

和解成立は、当該家族が名誉毀損の成立を断念したことを意味し、和解では、映画を修正する必要が指摘されたわけでも、上映制限を示されたわけでもないからです。和解成立は一つの社会的な区切りであり、双方の合意が公的に示された画期と言えるものです。つまり、映画上映を実施するための社会状況が整ったと考えられます。

もちろん、当該家族の心のわだかまりが全て解けたわけではありません。ただ、当該家族の主張と向き合っているのは、わだかまりの根は映画にあるのではなく、半世紀以上前の父親の私宅監置をめぐって被った傷にあるということです。

当該家族からは「ほぼ全面勝訴だと捉える」と書かれた文書が様々なところに送付されており、非常に残念に感じています。文化庁にも届いていると思われます。

裁判官や双方の弁護士が知恵を絞り、審理によって判決を出すのではなく、原告と被告が歩み寄って平和的に解決しようと努力した結果としての和解です。「勝訴」などの文言は、皆の尽力の結実である和解を無にしてしまうものと言わざるを得ません。

原告被告それぞれに異なる思いがあるのは当然です。しかし、和解という公的な結着がな

されたことは尊重されるべきです。

和解条項（１）から（３）は、映画の背景にある事実を、裁判官が精査し、双方が納得するため言葉を厳選して書かれたものです。映画はこれらを微塵も否定していません。

あらためて思い起してください。映画「夜明け前のうた」は、私宅監置という残酷な隔離の実態に光を当てたものです。家族をはじめ関係者にとっては、過去のトラウマを刺激され、複雑な感情を抱くのは当然と思われます。多くの家族が、隔離する側の最前線に置かれ、隔離が解除された後もその事実を伏せる最前線に立たされ、特別な傷を負い続けてきたのです。家族は、いわば加害者にさせられた被害者です。

一方、隔離された被害者の苦悩は家族によって見えなくされてきました。映画は、その隠された苦悩を明らかにすることを目途に製作したものです。事実を伏せてきた家族との間に起きるハレーションを避けることは極めて困難です。

関係者のトラウマが真の意味で回復するための道は、「隠すこと」では見出せないと私は考えます。そうではなく、映画を上映することを通し、トラウマが今に引き継がれている事実を多くの人と共有することで初めて、真の社会変革が促され、確かな解決が導かれるものと確信します。

ひと組の家族の主張だけにに基づき、映画の上映を取りやめるのは公正さを欠いています。公的結着である和解も、意味をなさなくなってしまうます。結果として、檻の中の人生を強いられた被害者の歴史を封印し、真の共生社会を創造しようと呼びかける映画表現を損ねることになってしまいます。

以上を踏まえ、記念上映をあらためて実施していただけますよう、さらなるご検討をお願いする次第です。

厳しい暑さのなか、お身体を壊されぬよう、ご自愛ください。

2025年7月29日

「夜明け前のうた」監督
原 義和

※書式は見やすいように変更し、住所は削除しています。